

## 入札説明書

本庄高等学校自家用電気工作物保安管理業務に係る条件付一般競争入札については、入札公告及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上入札しなければならない。この場合において、疑義がある場合は、下記4に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後に仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和5年9月19日

### 2 競争入札に付する事項

- (1) 委託件名 本庄高等学校自家用電気工作物保安管理業務
- (2) 委託内容 自家用電気工作物保安管理業務
- (3) 委託場所 宮崎県立本庄高等学校  
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄5071番地
- (4) 委託期間 契約日から令和8年9月30日まで（長期継続契約）

### 3 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本業務に係る入札に参加する資格は、庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（平成6年宮崎県告示第1058号の3）に基づく令和5年度（2023年度）の入札参加資格の認定を受けている者で、開札日当日において次の要件を満たしていること。

設備維持管理業務の種類	自家用電気工作物保安管理業務	等級区分	なし
事業所の所在地に関する事項	次の事項をすべて満たしていること。 ア 宮崎県内に本店（個人にあつては事業所）又は支店（営業所を含む。）を有していること。 イ 電気事業法施行規則第53条第2項第6号に規定する主たる連絡場所が当該事業場に2時間以内で到達し得る場所にあること。		
同種業務の実績に関する事項	平成25年度以降に完了した次の業務（発注者は、国、県、市町村に加え民間事業者等を含むものとする。）を元請として実施した実績があること。 ア 建築物に係る自家用電気工作物の保安及び管理業務		
配置技術者に関する事項	次のいずれかの事項を満たす技術者を配置することができること。 ア 電気事業法施行規則第52条第2項及び同規則第52条の2第2号、かつ、電気事業法施行規則第52条の2第1号口の要件、第1号ハ及び第2号口の機械器具並びに第1号ニ及び第2号ハの算定方法等並びに第53条第2項第5号の頻度に関する告示（平成15年経済産業省		

	<p>告示第249号)に規定する要件に該当する電気保安法人の従業員であること。</p> <p>なお、入札執行日の前日までに直接的な雇用関係を有する者であること。</p> <p>イ 電気事業法施行規則第52条第2項及び同規則第52条の2第1号、かつ、電気事業法施行規則第52条の2第1号ロの要件、第1号ハ及び第2号ロの機械器具並びに第1号ニ及び第2号ハの算定方法等並びに第53条第2項第5号の頻度に関する告示(平成15年経済産業省告示第249号)に規定する要件に該当する者であること。</p>
その他の事項	庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る条件付一般競争入札公告共通事項書2に示す事項

#### 4 担当部局

宮崎県立本庄高等学校事務室

宮崎県東諸県郡国富町大字本庄5071番地

郵便番号880-1101 電話番号0985-75-2049

#### 5 業務委託の仕様

別添仕様書のとおり

#### 6 入札に関する質問

##### (1) 質問

本件入札に関し質問がある場合には、次により提出するものとする。

ア 提出期間 令和5年9月19日から令和5年9月21日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時20分から午後4時50分まで(正午から午後1時までを除く。))

イ 提出先 本庄高等学校

ウ 提出方法 書面を持参、郵送(簡易書留に限る。)または電子メールで提出すること。

代表E-Mailアドレス: honjo-s@pref.miyazaki.lg.jp

※郵送による場合は、提出期限内に必着のこと。

##### (2) 回答

ア 質問に対する回答は、回答書を作成し、相手に通知するとともに、本庄高校事務室で閲覧できるものとする。

イ 提出期限までに到着しなかった質問については、いかなる理由であっても回答しない。

#### 7 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法

(1) 提出期限 令和5年9月27日(水曜日) 午後4時(必着)

(2) 提出場所 宮崎県立本庄高等学校 事務室

(宮崎県東諸県郡国富町大字本庄5071番地)

(3) 提出方法 様式1「入札書」を、持参又は送付(送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)により提出すること。なお、入札書に記載する日付は、提出日又は発送日とすること。

ア 入札書等は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び『9月28日開封「本庄高等学校自家用電気工作物保安管理業務」入札書在中』と朱書きしなければならない。なお、送付により提出する場合は二重封筒とし、入札書等を中封筒に入れ密封のうえ、当該中封筒の封皮には持参により提出する場合と同様に氏名を朱書きし、外封筒の封皮に『9月28日開封「本庄高等学校自家用電気工作物保安管理業務」入札書在中』と朱書きしなければならない。

イ 入札書等の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。ただし、入札書等の表記金額は訂正できない。

ウ 代理人が入札を行う場合は、様式2「委任状」を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称(法人の場合は代表者の職氏名)、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して押印しなければならない。

## 8 開札の日時及び場所

(1) 場所 宮崎県立本庄高等学校

(宮崎県東諸県郡国富町大字本庄5071番地)

(2) 日時 令和5年9月28日(木曜日) 午前10時

(3) 開札の立会い

開札は、入札者又はその代理人が1名を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。

## 9 入札保証金

入札保証金の率は入札金額の100分の5以上とする。但し次の各号のいずれかに該当すると認められるときはその全部又は一部を免除することができる。

(1) 競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 地方自治法施行令第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有する者による競争入札に付する場合において、当該入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

## 10 契約保証金

契約保証金の率は契約金額の100分の10以上とする。但し次の各号のいずれかに該当すると認められるときはその全部又は一部を免除することができる。

(1) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 地方自治法施行令第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が契約を締結しようとする日の属する年度前

の2箇年度の間に国若しくは地方公共団体又は独立行政法人、国立大学法人若しくは地方独立行政法人と種類及び規模をほぼ同じ契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行したことを証明する書面を提出し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

- (3) 地方自治法施行令第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、契約金額が100万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

## 1.1 入札の効力

次の各号いずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合（談合）その他不正な行為があった入札

## 1.2 落札者の決定方法

- (1) 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。なお、くじを引かない者があるときは、本件入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。
- (3) 開札をした場合において、落札者がいない場合は再度の入札を行う。再度の入札の回数は1回とする。なお、次のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することができない。
  - ア 初度入札に参加しなかった者
  - イ 初度入札に参加したが、入札をしなかった者
  - ウ 連合その他不正な行為があった入札をした者
- (4) 開札時に入札参加者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は直ちに、その他の場合には別に定める日時に再度の入札を行う。